

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第5部門第1区分

【発行日】平成26年11月27日(2014.11.27)

【公開番号】特開2012-92829(P2012-92829A)

【公開日】平成24年5月17日(2012.5.17)

【年通号数】公開・登録公報2012-019

【出願番号】特願2011-226311(P2011-226311)

【国際特許分類】

F 01 D 25/24 (2006.01)

F 01 D 11/00 (2006.01)

F 01 D 25/00 (2006.01)

【F I】

F 01 D 25/24 P

F 01 D 11/00

F 01 D 25/00 M

【手続補正書】

【提出日】平成26年10月10日(2014.10.10)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

シール装置(20)であって、当該シール装置(20)が、細長い本体(31, 41)を各々含んでいる第1及び第2の隣接するシールセグメント(30, 40)であって、細長い本体(31, 41)の両端部に画成された端部(32, 33, 42, 43)が、第1のシールセグメントの端部と第2のシールセグメントの相補的な端部とが接合するように構成されている、第1及び第2の隣接するシールセグメント(30, 40)を少なくとも備えており、

第1のシールセグメントの端部が、第1のシール表面(61)の平面から突出する第1の雄部品(60)を含んでいて、第1の雄部品(60)の周囲に第1の雌対合部(62)を画成しており、

第2のシールセグメントの端部が、第2のシール表面(71)の平面から突出する第2の雄部品(70)を含んでいて、第2の雄部品(70)の周囲に第2の雌対合部(72)を画成しており、

第1及び第2の雄部品(60, 70)がそれぞれ第2及び第1の雌対合部(72, 62)に嵌め込むことができて、少なくとも2方向に第1及び第2の雄部品重なり部(80, 90)を形成するとともに各々相補的に反転した構成で3つの突起部分(110, 120)を備えており、

第1の雄部品(60)の3つの突起部分(110)が、第1の中央突起(111)と、第1の中央突起の幅(W2)よりも狭い幅(W1)で互いに分離された第1の側部突起(112)であって第1の中央突起の表面(113)と接触して配置された第1の側部突起(112)とを含んでおり、

第2の雄部品(70)の3つの突起部分(120)が、第1の側部突起(112)の間に受け入れられて第1の中央突起の表面(113)と接触する第2の中央突起(121)と、第2の中央突起の幅(W4)よりも広い幅(W3)で互いに分離された第2の側部突

起(122)であって、第2の側部突起(122)のそれぞれの表面(123)と接触するように第1の中央突起(111)を受け入れる空間を画成する第2の側部突起(122)とを含んでいる、シール装置(20)。

【請求項2】

少なくとも第1及び第2のシールセグメントが、ターピンの静止部品間に配設するための環状シール(50)を形成するように配置される、請求項1記載のシール装置(20)。

【請求項3】

前記ターピンが蒸気ターピンを含んでおり、前記環状シール(50)が蒸気漏洩流を制限する、請求項2記載のシール装置(20)。

【請求項4】

前記静止部品が任意の2つの静止部品を備える、請求項2記載のシール装置(20)。

【請求項5】

少なくとも第1及び第2のシールセグメント(30, 40)が4以上のシールセグメントを含む、請求項2乃至請求項4のいずれか1項記載のシール装置(20)。

【請求項6】

少なくとも第1及び第2のシールセグメント(30, 40)が金属材料又は金属合金材料から形成される、請求項1乃至請求項5のいずれか1項記載のシール装置(20)。

【請求項7】

第1及び第2の雄部品重なり部(80, 90)が、少なくとも第1及び第2のシールセグメント(30, 40)が熱膨張する間、維持される充分な長さを各々有する、請求項1乃至請求項6のいずれか1項記載のシール装置(20)。

【請求項8】

少なくとも第1及び第2のシールセグメント(30, 40)のそれぞれの断面が、ハブ(100)と、前記少なくとも2方向のうちの1方向に前記ハブから延在するフランジ(101)と、前記少なくとも2方向の別の1方向に前記ハブから延在するシール歯(102)とを備える、請求項1乃至請求項7のいずれか1項記載のシール装置(20)。

【請求項9】

1以上の第1及び第2の雄部品(30, 40)の3つの突起部分(110, 120)がシールを備える、請求項1乃至請求項8のいずれか1項記載のシール装置(20)。